

栃木県緊急事態措置

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月11日（月）から
令和2年5月31日（日）
- ③ 実施内容
 - **外出自粛の要請**（特措法第24条第9項）
 - ✓ 都道府県をまたぐ人の移動やクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りの自粛を要請
 - **施設の使用制限の要請・協力依頼**（特措法第24条第9項等）
 - ✓ クラスターが発生した主な施設類型に対する休止を要請
 - ✓ 遊興施設等に対して休止を要請・協力依頼
※ただし、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く
 - ✓ 医療施設等に対して十分な感染防止対策の協力を要請
 - **催物(イベント等)の開催自粛の要請・協力依頼**（特措法第24条第9項等）
 - ✓ クラスターが発生するおそれ等のあるイベント主催者等に対し、場所に関わらず、開催の自粛を要請



感染観察段階における対応

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月16日（土）から
- ③ 実施内容
 - **外出自粛の協力依頼**
 - ✓ 旅行など都道府県をまたいだ人の移動を避けるよう依頼（5月31日（日）まで）
 - ✓ これまでにクラスターが発生した施設や「3つの密」のある場所への外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても、感染防止策の徹底を依頼
 - **施設の使用に関する協力依頼**
 - ✓ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための適切な取組を依頼
 - **催物(イベント等)の開催に関する協力依頼**
 - ✓ 全国的かつ大規模な催物等については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期にするなど慎重な対応を依頼
 - 【前提】 感染防止策の実施
 - 【規模】 《屋内》100人以下、かつ収容定員半分以下の参加
《屋外》200人以下の参加、かつ 人と人の距離を十分確保

緊急事態宣言解除後の栃木県における対応（概要）

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年5月16日（土）から

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を依頼

●感染防止対策の協力依頼

- ・ 「新しい生活様式」「人との接触を8割減らす、10のポイント」の実践など、感染拡大防止のための取組を依頼
- ・ 在宅勤務や時差出勤など人との接触を減らす取組や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた**職場における感染拡大防止のための適切な取組**を依頼

●外出自粛の協力依頼

- ・ 旅行など都道府県をまたいだ人の移動を避けるよう依頼（5月31日（日）まで）
- ・ これまでクラスターが発生した施設や「3つの密」のある場所への外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても、**感染防止策（人と人との距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒等）を徹底すること**を依頼

●施設の使用に関する協力依頼

- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた**感染拡大防止のための適切な取組**を依頼

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

- ・ 全国的大規模な催物等については、**リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期にするなど慎重な対応**を依頼

【前提】 感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）の実施

【規模】 《屋内》100人以下、かつ収容定員半分以下の参加 《屋外》200人以下の参加、かつ人と人との距離を十分確保